

令和3年 1月 8日

認可保育所・認定こども園(長時間)
地域型保育事業
ご利用の保護者の皆様へ

台東区 教育委員会

新型コロナウイルス感染症対策における
「緊急事態宣言」の発令に伴う今後の対応について

このたび、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」による緊急事態宣言が、1月8日に首都圏の1都3県に発令されました。

台東区教育委員会では、緊急事態宣言が東京都に発令されたところではありますが、令和2年4月の緊急事態宣言時と異なり、厚生労働省からは「保育所については感染防止策を徹底しつつ、原則開所していただきたいこと」という対応方針が示されたことから、感染症対策を徹底しながら保育所運営を継続することといたしました。(この期間に保育停止を希望される方については、裏面「保育利用の実施停止について」をご覧ください。)

保護者の皆様におかれましては、引き続き児童等の健康管理の徹底と、家庭内における感染症予防対策のご対応をお願いいたします。家族内に濃厚接触者又は健康観察者がいる場合には、原則として自宅での休養となります。

なお、今後、国や東京都から新たな要請等により、内容に変更がある場合には、改めてお知らせします。

担当

台東区児童保育課 保育運営係
連絡先03-5246-1233

保育利用の実施停止について

新型コロナウイルス感染症対策における「緊急事態宣言」の発令に伴い、保育利用の実施停止の要件を一部緩和します。既に「保育利用の実施停止」を2か月間利用されている場合でも、令和3年1月分及び2月分の申請を可能とします。また、令和3年1月分限り、1月15日(金)まで登園した場合でも、その後1日も登園しない場合は、「保育利用の実施停止」の申請を可能とします。なお今回の対応は保育所の登園を妨げるものではありません。

※「保育の実施停止」とは、長期間保育所をお休みされる場合、事前に申請することによって、退園とはならず、また、その月の保育料が免除となる制度です。(年度内に月単位で2ヶ月が限度。)

○令和3年1月分の申請方法(1月16日以降、1日も登園しない場合)

- ・令和3年1月18日(月)までに、「保育利用の実施停止申請書」を区役所児童保育課または保育所にご提出ください。
- ・区役所に提出する場合は、①郵送(〒110-8615 台東区東上野 4-5-6 台東区役所児童保育課 保育相談係宛)は18日必着、または、②区役所児童保育課(6階)に18日までにご持参ください。また、必ず、保育所にも登園しない旨を連絡してください。
- ・保育所に提出する場合は、必ず、18日までに児童保育課にも電話でご連絡ください。
- ・期日までに連絡等が無い場合は、保育料の免除が受けられません。

○令和3年2月分の申請方法(2月中に1日も登園しない場合)

- ・令和3年2月10日(水)までに、「保育利用の実施停止申請書」を保育所または児童保育課(区役所6階)にご提出ください。(区役所への郵送可。必着。)

○その他

- ・保育利用の停止後、申請の取り下げをすることで、再度、登園することが可能です。(この場合は1ヶ月分の保育料がかかります)。
- ・副食費(3～5歳児)についても、上記免除の対象となります。
- ・保育時間の変更(標準・短時間)や延長保育の辞退は、前月中までの届出が必要です。遡っての変更等はできません。
- ・停止の申請用紙は、保育所・区役所児童保育課のほか、台東区ホームページにあります。

【停止申請に関すること】
児童保育課 保育相談係
03-5246-1234